

# 平成28年第8回佐渡市議会定例会会議録（第7号）

平成28年12月22日（木曜日）

## 議事日程（第7号）

平成28年12月22日（木）午後1時30分開議

### 第 1 （総務常任委員会付託案件）

議案第139号、議案第141号、議案第142号、議案第157号、議案第158号、議案第164号から議案第172号まで

（社会文教常任委員会付託案件）

議案第143号、議案第149号、議案第150号、議案第153号から議案第155号まで、議案第159号、議案第173号から議案第175号まで、議案第177号から議案第179号まで、議案第181号、議案第182号、請願第9号、請願第10号

（産業建設常任委員会付託案件）

議案第140号、議案第144号、議案第146号から議案第148号まで、議案第151号、議案第152号、議案第156号、議案第160号、議案第163号、議案第176号、議案第180号、議案第137号

### 第 2 （決算審査特別委員会付託案件）

議案第123号から議案第136号まで

### 第 3 発議案第13号

### 第 4 議案第161号

### 第 5 議案第162号

### 第 6 委員会の閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

## 出席議員（21名）

1番	北	啓	君	2番	宇	治	沙	耶	花	君	
3番	室	岡	啓	史	君	4番	広	瀬	大	海	君
5番	上	杉	育	子	君	6番	山	田	伸	之	君
7番	荒	井	眞	理	君	8番	駒	形	信	雄	君
9番	渡	辺	慎	一	君	10番	坂	下	善	英	君
11番	大	森	幸	平	君	12番	高	野	庄	嗣	君
13番	中	川	直	美	君	15番	中	村	良	夫	君
16番	佐	藤		孝	君	17番	猪	股	文	彦	君
18番	近	藤	和	義	君	19番	祝		優	雄	君

20番 竹内道廣君  
22番 岩崎隆寿君

21番 金田淳一君

欠席議員（1名）

14番 中川隆一君

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	三浦基裕君	副市長	藤木則夫君
副市長	伊藤光君	教育長	児玉勝巳君
総合政策監	池町円君	会計管理者兼会計課長	原田道夫君
総務課長 兼選挙管理委員会 事務局長	渡邊裕次君	総合政策課長	渡辺竜五君
行政改革課長	源田俊夫君	世界遺産推進課長	安藤信義君
財務課長	池野良夫君	地域振興課長	加藤留美子君
交通政策課長	本間聡君	市民生活課長	中川宏君
税務課長	坂田和三君	環境対策課長	鍵谷繁樹君
社会福祉課長	市橋法子君	高齢福祉課長	後藤友二君
農林水産課長	伊藤浩二君	観光振興課長	大橋幸喜君
産業振興課長	市橋秀紀君	建設課長	清水正人君
上下水道課長	野尻純一君	学校教育課長	吉田泉君
社会教育課長	越前範行君	両津病院管理部長	小路昭君
監査委員局長	計良隆弘君	農業委員会事務局長	佐々木雅文君
消防長	中川義弘君	危機管理幹事	中原岳史君
庁舎整備備幹事	猪股雄司君	契約管理幹事	矢川和英君
農業政策幹事	渡部一男君		

事務局職員出席者

事務局長 村川一博君 事務局次長 本間智子君

議事調査係  
議長

太 田 一 人 君

議事調査係

杉 山 雅 浩 君

午後 1時30分 開議

○議長（岩崎隆寿君） ただいまの出席議員数は21名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

日程第1 （総務常任委員会付託案件）

議案第139号、議案第141号、議案第142号、議案第157号、議案第158号、議案第164号から議案第172号まで

（社会文教常任委員会付託案件）

議案第143号、議案第149号、議案第150号、議案第153号から議案第155号まで、議案第159号、議案第173号から議案第175号まで、議案第177号から議案第179号まで、議案第181号、議案第182号、請願第9号、請願第10号

（産業建設常任委員会付託案件）

議案第140号、議案第144号、議案第146号から議案第148号まで、議案第151号、議案第152号、議案第156号、議案第160号、議案第163号、議案第176号、議案第180号、議案第137号

○議長（岩崎隆寿君） 日程第1、各常任委員会に付託した案件についてを議題といたします。

まず、総務常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、山田伸之君。

〔総務常任委員長 山田伸之君登壇〕

○総務常任委員長（山田伸之君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第139号 佐渡市公共施設等総合管理基金条例の制定について。本案は、後年度における公共施設等の更新、統廃合、長寿命化等に係る経費の財政負担の軽減並びに平準化に資する基金を設置するため、条例を制定するものであります。審査の結果、賛成少数で否決すべきものとして決定しました。

議案第141号 佐渡市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、平成29年度から小水力発電特別会計を設置し、小水力発電事業の経理を区分するため、佐渡市特別会計条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第142号 佐渡市税条例等の一部を改正する条例の制定について。本案は、住民税延滞金の計算期間等の見直し及び自主服薬促進のために創設される医療費控除の特例を規定する等のため、佐渡市税条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第157号 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合規約の変更について。本案は、平成29年3月31日に解散する新井頸南広域行政組合が新潟県市町村総合事務組合から脱退すること及び当該脱退に伴い新潟県市町村総合事務組合規約を変更することについて議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第158号 平成28年度佐渡市一般会計補正予算（第5号）について。本案は、平成28年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ5億5,699万7,000円を追加するものであります。主な内容は、国の補正予算に伴う経済対策事業費を予算計上するほか、工事発注時期の平準化を図るための債務負担行為を設定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。なお、各委員会において付した意見は次のとおりであります。

意見。1、総務常任委員会。経済対策について。市内の景気状況は極めて厳しい状況に置かれていることから、本予算において市独自の対策を含めた大規模な経済対策を講じるべきであったことを強く指摘する。翌月には臨時会の招集が予定されていることから、当該臨時会において新たな経済対策を提案できるよう早急に作業に着手することを強く求める。

2、社会文教常任委員会。10款教育費、1項教育総務費、4目幼稚園費、幼稚園整備事業について。さわた幼稚園の耐震工事において、当初計画より大規模な修繕が必要となっていることが確認された。これにより教育環境に大きな影響が出ていることから、今後の授業に支障が生じないよう万全の対策を講ずることを強く求める。

議案第164号 佐渡市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、特別職の国家公務員給与に係る法律改正を踏まえ、議員の期末手当の額を改定するため、佐渡市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、賛成少数で否決すべきものとして決定しました。

議案第165号 佐渡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第166号 佐渡市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について。以上2議案は、特別職の国家公務員給与に係る法律改正を踏まえ、市長、副市長及び教育長の期末手当の額を改定するため、それぞれ関係する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、賛成少数で否決すべきものとして決定しました。

議案第167号 佐渡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、新潟県人事委員会の職員給与改定に関する勧告を踏まえ、給料表の改正を行うため、佐渡市職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第168号 佐渡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び佐渡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、市職員の育児及び介護に関し、国家公務員の規定に準じた環境整備を図るため、関係する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第169号 佐渡市本庁舎建設に関する住民投票条例の制定について。本案は、地方自治法の規定に基づき行われた本庁舎建設に関する住民投票条例の制定を求める直接請求により議会に付議されたものであります。なお、本案については、市長から条例制定に反対する意見が付されております。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第170号 旧佐渡会館解体工事請負契約の締結について、議案第171号 両津支所解体工事請負契約の締結について。以上2議案は、平成28年11月29日に執行した旧佐渡会館解体工事及び両津支所解体工事の指名競争入札における落札者と請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。なお、本委員会において付した意見は次のとおりであります。

意見。両案件の入札結果ともに、予定価格と最低制限価格の枠内に入った入札者が落札者1者のみとなっている。市は可及的速やかに入札のあり方を抜本的に見直し、議会に見直し案を提示することを強く求める。さらに、公共工事については、旧市町村単位で発注量に偏向が見られていることから、公共工事の発注に際し各地区の発注量の平準化を検討すること。

議案第172号 平成28年度佐渡市一般会計補正予算（第6号）について。本案は、平成28年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ6,678万5,000円を追加するものであります。内容は、国から内示を受けた地方創生推進交付金、本庁舎建設に係る住民投票経費の計上及び新潟県人事委員会の職員給与改定に関する勧告に伴う人件費の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で総務常任委員長の報告は終わりました。

これより議案第139号 佐渡市公共施設等総合管理基金条例の制定に関する委員長質疑に入ります。

上杉育子さんの質疑を許します。

上杉育子さん。

○5番（上杉育子君） それでは、お伺いします。

委員会で否決になった理由と、この条例は平成29年4月1日から施行されるとなっておりますが、基金がたまっていない来年度はどうなるのでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

山田総務常任委員長。

○総務常任委員長（山田伸之君） 上杉議員の質問にお答えします。

1点目、否決となった主な理由ですが、維持管理経費や修繕費は経常経費であり、特定目的基金から経常経費に財源充当するのは財政規律の観点から好ましくないとの指摘を受けて、委員会において否決に至ったものと理解しております。

2点目の平成29年度以降どうするのかとのご質問ですが、4月1日に基金が設置され、その後、毎年3から5億円程度の積み立てを想定しているとの説明がありました。資金面では、平成30年度までは基金から取り崩さなくても一般財源で資金手当てが可能で、基金の取り崩しは平成40年度以降と考えているとの説明がありました。

以上であります。

○議長（岩崎隆寿君） 上杉育子さん。

○5番（上杉育子君） それでは、例えば堀記念文化会館が雨漏り、大規模改修が必要となったときとかは一般財源のほうから出てくるのでしょうか。維持管理または修繕に係る経費は、今まで一般財源でやってきたのですから、あえて今この条例を設定する必要性を感じないのですが、どうでしょうか。例えば堀基金がそうだったように、平成40年以降の取り崩しになるということですので、その間にもこの条例の内容がうやむやになるような感じを受けてしまうのですが、実際に使うときになれば条例だけが残るよ

うな状態になるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

山田総務常任委員長。

○総務常任委員長（山田伸之君） 上杉議員の2回目の質問にお答えをさせていただきます。

堀記念文化会館についてですが、具体的に特定の施設名まで示されませんでした。執行部から、公用施設、公共施設の箱物だけに充当することを考えているとの説明がありました。また、公共施設等総合管理計画に基づき、将来的に増大する修繕等の経費を考えて、今回基金を設置したいという趣旨の説明がございました。

以上でございます。

○議長（岩崎隆寿君） 次に、中村良夫君の質疑を許します。

中村良夫君。

○15番（中村良夫君） 同じ議案ですけれども、この基金はことしの7月に策定された公共施設等総合管理計画の財源に充てることを目的とする目的基金です。公共施設等総合管理計画は、新しい行政改革計画のようなものですが、道路や公衆トイレを始め、あらゆる市の公共施設を廃止や修繕、改修などの実行計画で各分野ごとの計画は今後立てる方針です。これらの経費に充てるための目的基金ですが、そこでまとめて4点質疑行います。

1点目は、施行規則第2条では公共施設等の適切な維持管理または修繕に係る経費としているが、維持管理経費などは毎年当然必要なものであり、基金から充てるというのはおかしいものです。また、耐震化、長寿命化などに係る経費も対象としているけれども、耐震化などは、基金があろうがなかろうがやらなければ、行政としての責任が果たせないものではないのか。具体的にわかりやすく説明をされたい。

2点目は、今言った1点目のほかに、公共施設等の更新または統廃合の経費となっているが、新規の公共施設も当然含まれるものと解するが、それでいいのか。

3点目は、基金のあり方を定めた地方自治法第241条の条例に従い積み立て、保管とか運用、取り崩しを適切に執行し、設置目的に従った事業に適切に遂行されることとなっているものであると、目的基金の趣旨に反しないか。

最後の4点目です。会計年度の独立の原則、そして総計予算主義の原則などの地方自治体における財政の大原則や規律から見て、この条例や施行規則は不適切ではないかと。

以上4点についてお伺いいたします。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

山田総務常任委員長。

○総務常任委員長（山田伸之君） それでは、中村議員の質問にお答えいたします。

1点目の質問でございますが、前段のご指摘については、上杉議員にもお答えしたとおりですが、特定目的基金から経常経費に財源充当するのは財政規律の観点から好ましくないとの指摘を受けて、委員会において否決に至ったものと理解をしております。

後段の指摘につきましては、基金の有無にかかわらず、当然市の責務であると認識をしております。

2点目の質問にお答えさせていただきます。条例案第1条において、公共施設等の更新、統廃合、長寿

命化に係る経費の財源に充てるためとの規定されていることから、更新、統廃合、長寿命化に該当しない、全く新規の公共施設建設のための経費に充当されることはないものと理解をしております。

3点目と4点目は、まとめてお答えをいたします。委員会審査におきましては、財政規律の観点から、維持管理経費や修繕費は経常経費であり、経常経費に充当するために目的基金を設置するのはおかしいとの指摘がございました。

以上でございます。

○議長（岩崎隆寿君） 中村良夫君。

○15番（中村良夫君） 最後にしますが、4点目の総計予算主義の原則、地方自治法で第210条、会計年度における一切の収入及び支出は、全てこれを歳入歳出予算に編入しなければならないということで、反するのではないのでしょうか。お伺いします。

○議長（岩崎隆寿君） 山田総務常任委員長。

○総務常任委員長（山田伸之君） それでは、中村議員の2回目の質問にお答えをいたします。

中村議員ご指摘の地方自治法第210条に規定する総計予算主義の原則に反するのではないかとのことご指摘でございますが、この条例第7条におきまして、基金を財源に充てる場合は予算の定めるところによると規定されていることから、このご指摘は当たらないものと考えます。先ほどご答弁申し上げたとおり、特定目的基金から経常経費に財源充当するのは財政規律の観点から好ましくないとのことご指摘を受け、委員会において否決に至ったものと理解しておりますので、そのようにご理解をお願いいたします。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で議案第139号に関する委員長質疑を終結いたします。

これより議案第139号 佐渡市公共施設等総合管理基金条例の制定についての討論に入ります。

中川直美君の反対討論を許します。

中川直美君。

〔13番 中川直美君登壇〕

○13番（中川直美君） 議案第139号 佐渡市公共施設等総合管理基金条例の制定についての反対の討論を行います。

ただいま質疑がありましたが、この条例は佐渡市の中にある公共施設の維持管理、修理あるいは更新のための費用を、この基金を積み立てて、これから充てるというものであります。先ほどの質疑にもありましたが、地方財政のあり方を定めた法の趣旨や財政規律からして、これは大問題だということでありまして、この間、一連の佐渡市における不祥事などがありましたが、これは原則を踏み外したことと、法令を守り、その精神をしっかりと踏まえることが重要であった、このことが教訓となっているものであります。こういった角度から見ても問題であると思えます。しかも、財政規律というものは戦前の財政運営がでたらめだったことから生まれたもので、単年度独立主義などはそこから生まれてきているものであります。

2点目であります。質疑にもありましたが、維持管理や修繕費などは本来経常経費から出すべきは当然であります。また、不足が生じた場合は、年度間の財政不均衡に充てることのできるための財政調整基金を使えばいいものであり、何ら問題はありませぬ。ちなみに、財政調整基金は、平成26年度末決算では県内20市の中で総額で第4位の79億円、市民1人当たりでは新潟市なども寄せつけない断トツの金額を持っています。また、目的基金を含めれば215億円と県内20市の中で総額でトップ、市民1人当たりでも断ト

ツにため込んでいるわけであります。仮に一時的に資金繰りが困難になったとすれば、繰替運用で目的基金から借りることもできますから、全く問題がないものであります。

最後に、これは大阪で研究をされている、大阪は一時財政危機に陥ったことがあります。そこでの財政のQアンドAというのがわかりやすいのが出ています。それを一文を読み上げます。B市は、一般会計現金の不足を補うために、平成21年から平成22年までの期間において、特定目的基金である公共施設整備基金から同会計への繰替運用、これ繰替運用ですよ。運用を検討していますが、可能ですか。答え、適切ではありません。このように明確になっています。最後にこのように書いています。財政規律を守って行政が運営することは最も大事だと述べて、安易に基金に頼るのではなく、計画的な取り崩しや運用等を十分検討した上で収支均衡を保つことができるよう努力するのが当然でありますと述べております。この趣旨から見ても、この基金の設置はするべきではないということを強く述べて、反対の討論といたします。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で議案第139号についての討論を終結いたします。

これより議案第139号 佐渡市公共施設等総合管理基金条例の制定についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は否決であります。本案の採決は会議規則第70条第1項の規定により原案に賛成する者の起立により行います。

念のため申し上げます。委員長の報告にかかわらず、議案第139号を可決とされる方は起立されるようお願いいたします。

それでは、お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩崎隆寿君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

次に、議案第164号 佐渡市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

中川直美君の反対討論を許します。

中川直美君。

〔13番 中川直美君登壇〕

○13番（中川直美君） ただいま議題になっております佐渡市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の討論を行います。

これは、わかりやすく言えば、議員の期末手当を値上げするということでもあります。市民の皆さんには余り知られておりませんが、選挙前の3月のときにも実は出されました。ところが、選挙前にやるとは何事だということで、議会の総意で提案がされなかった。ところが、今回は提案をされたというものであります。ちなみに、どの程度期末手当が上がるかといえば、議員で年間ベースで3万843円のアップというものであります。今市民の暮らしが本当に深刻です。この4年間、アベノミクスで大企業は潤っていますが、個人や地域経済は一向によくなっていない、悪くなっているというのが状況であります。政府の統計でも家計消費は1年以上実質マイナス、うるう年の2月を除いて、昨年9月以降、連続して前年比を下回っている状況であります。また、新聞紙上にもぎわしていますが、子供の貧困なども深刻な状況、こういった状況の中でありますから、市民が困っているさなかに上げるべきではないというふうに思います。

また、議員の報酬そのものと言えば、進んだ市町村では、議会改革の中で有識者も入れ、あるいは市民も入れる中で議員の報酬や定数のあり方を決めております。そのような中で市民とともに考えていくものだということを強く述べておきたいと思っております。

最後に、地方自治法では、議員については議員報酬を支給しなければならないとなっております。ところが、第203条の3では、条例で、その議会の議員に対して、期末手当を支給することができる。することができる条例というのが法の趣旨であるということも強く述べて、反対討論といたします。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で中川直美君の反対討論は終わりました。

次に、室岡啓史君の賛成討論を許します。

室岡啓史君。

〔3番 室岡啓史君登壇〕

○3番（室岡啓史君） 政風会の室岡啓史でございます。議案第164号の佐渡市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成討論をいたします。

本議案は、期末手当を0.1月増額し、年間合計3.05月を3.15月へとするものですが、これは人事院勧告によるものです。私は、原則として人事院勧告には従うべきであると考えます。当然減額の勧告を受ければ、それもまた従うべきです。一方、議員報酬や政務活動費については特別職報酬等審議会の答申によるものであるため、人事院勧告とは切り離して考えるべきであるものと考えます。また、議案第165号、佐渡市特別職の職員、議案第166号、佐渡市教育長、議案第167号、佐渡市職員に関する期末手当についても同様の考え方であります。

議員の皆様方におかれましては、良識あるご判断により、賛成をよろしくお願いいたします。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で室岡啓史君の賛成討論は終わりました。

議案第164号についての討論を終結いたします。

これより議案第164号 佐渡市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は否決であります。本案の採決は会議規則第70条第1項の規定により原案に賛成する者の起立により行います。

念のため申し上げます。委員長長の報告にかかわらず、議案第164号を可決とされる方は起立されるようお願いいたします。

それでは、お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩崎隆寿君） 10対10でありますので、よってこれは議長判断ということになります。

私は、原案のとおり可決ということで判断したいと思います。

本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第165号 佐渡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

中川直美君の反対討論を許します。

中川直美君。

〔13番 中川直美君登壇〕

○13番（中川直美君） ただいま議題になっている議案第165号、佐渡市特別職の職員の給与に関する条例、この後に出てまいります議案第166号もあわせてここで討論で参加をしたいというふうに思います。

前段のは三役、佐渡市の市長、副市長の給与を、期末手当を値上げするという事です。議案第166号については、教育長のものを値上げするというものです。先ほど議員の報酬の問題について、人事院勧告だから、問題がないというお話がありましたが、これは全く間違っております。市の職員は、雇用契約を結んでいるからこそ、それでストライキ権とかはとめられているから、人事院勧告でやるべきだという。議員や市長、三役は就職したわけではありません。能力のない悪いこういった議員は大体採用しませんから。ということ、間違っていることを強く指摘をまずしておきたいと思います。

次に、具体的に指摘をします。地方自治法上では三役の給料はどのようになっているか。第204条では、これも同じく給料を支給しなければならないです。ところが、第2項では、いろんな手当があるのですが、退職手当を支給することができるというふうになっております。具体的に言います。市長は、今、月額75万円、給料の年額で900万円です。期末手当が現在267万円、それを8万6,000円上げて276万円にするという話なのです。副市長は58万5,000円、年額702万円、期末手当が現在208万円なのです。それを6万7,000円上げて215万円にしたい。教育長だけ抜かすと教育長怒るでしょうから、言いますが、教育長の月額53万円、給料年額636万円、これを期末手当を、191万円ですが、これを6万円余り上げて198万円にしたいというのです。皆さん、これだけもらってれば頑張っただけでやらねばならないのではないのでしょうか。議員と若干違いますから。例えば今の国会の中では十分な審議もせずに年金カット法案通りました。これどういふものかという、物価は上がっても賃金が下がれば年金減らすというルールです。例えばこれまでは物価が上がれば年金も上がるというのがルールだったのです。今年度でいえば、物価0.8%上昇ですが、賃金は0.2%下落している。新ルールになったら引き下がるという話なのです。こんなさなかに、先ほど言いましたが、期末手当の年額で267万円余りもらってれば私いいのではないかというのが第1の理由です。

ちなみに、手当のことですから、退職手当、例えば市長は4年間やると、市のホームページからですが、1,579万円、副市長が727万円というものなのです。1,500万円といえば、市の職員がほぼ勤め通して満額もらう年金額なのです。市民の暮らし困っているからこそ、こういったときは市民の暮らしのために全力で頑張ることが必要だ、このことを強く述べて、反対討論といたします。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で中川直美君の反対討論は終わりました。

議案第165号についての討論を終結いたします。

これより議案第165号 佐渡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は否決であります。本案の採決は会議規則第70条第1項の規定により原案に賛成する者の起立により行います。

念のため申し上げます。委員長の報告にかかわらず、議案第165号を可決とされる方は起立されるようお願いいたします。

それでは、お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩崎隆寿君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第166号 佐渡市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は否決であります。本案の採決は会議規則第70条第1項の規定により原案に賛成する者の起立により行います。

念のため申し上げます。委員長の報告にかかわらず、議案第166号を可決とされる方は起立されるようお願いいたします。

それでは、お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩崎隆寿君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第169号 佐渡市本庁舎建設に関する住民投票条例の制定についての討論に入ります。

室岡啓史君の反対討論を許します。

室岡啓史君。

〔3番 室岡啓史君登壇〕

○3番（室岡啓史君） 政風会の室岡啓史でございます。議案第169号 佐渡市本庁舎建設に関する住民投票条例の制定について、反対討論をいたします。

今回の住民投票実施について、3つの観点より反対いたします。1点目、民主主義の成熟とは何かということです。民主主義の成熟とは、市民一人一人が政治に関心、興味を持ち、市民参加型の政治による明るい未来をつくっていくことであると考えます。とりわけ時間とお金に余裕のあるリタイア世代の方々におかれましては、心も体も本当にお元気な方が少なくありません。そういった方々を中心に、佐渡市政について勉強されたり行動されたりという姿は、民主主義の成熟のあらわれの一つと考えます。本庁舎建設や温泉施設の説明会に参加させていただきましたが、そこでは理性と感性の両立したすばらしいご意見、ご提案を多数耳にしました。しかしながら、今になって本庁舎建設を進めるべきであるという信念の中で署名を集め、住民投票にまで持っていくというのは行き過ぎた行為であると強く感じます。本庁舎を建設することが絶対に正しいとも絶対に間違っているとも誰も言えないというのが真実ではないでしょうか。そもそも代議制民主主義とは何なのか。今のような状況では、二元代表制の議会、市民から託された議員の持つ権能の存在意義をも揺るがす状況であると考えます。民主主義が成熟したからといって、あれもこれも住民投票では、議員の存在価値が疑われかねないと言っても過言ではないでしょう。

2点目、本庁舎建設の賛否は佐渡市政のメインディッシュたり得ないということです。レストランでコース料理を食べるとき、メインディッシュを肉にするか魚にするかを選ぶということは楽しみであり、だいたいご味であります。佐渡市政における肉か魚かについては、例えば佐渡アイランド集落ツーリズム構想の実現を推進しようとしたときに、コンパクトシティー推進派の市民は否を突きつけるでしょう。なりわいを大切に、全島の多様な集落で人と人がつながっていく世界観の実現なのか、国仲平野でコンパクト

シティー化を推進し、効率のよい行政運営を行っていくべきなのか、まさに佐渡の未来を二分する大変重要なテーマであると言えます。全国的には、1996年に初めて新潟県旧巻町で原子力発電所の建設計画をめぐり、住民投票条例が制定、実施されました。また、近年では、大阪府と大阪市の二重行政を解消し、東京と大阪を日本の2つのエンジンにするということを目指す大阪都構想について住民投票が行われたことは記憶に新しいところであります。そのような佐渡市政の未来を占うメインディッシュこそ住民投票するにふさわしい事案であり、民主主義の成熟のあらわれであると考えます。しかるに一方、本庁舎建設については、コース料理で例えるのであれば、前菜のサラダのようなものです。10粒のクルトンをサラダ全体にちりばめるのか、それとも10粒のクルトンをサラダの中心に集めるのか、料理の盛りつけはシェフの裁量でしょう。それなのに、レストランのお客様がシェフを呼びつけ、10粒のクルトンをサラダ全体にちりばめるのをやめて、中心に集めてくれと言うのでしょうか。また、どちらの考え方が多いか店内のお客様全員に聞いてみてくれと言うのでしょうか。そのようなことを決めるのに住民投票するというのはいかなるものでしょうか。三浦市政にとって市民はお客様、その点については全くぶれていない。今後、メインディッシュの内容については、必要があれば住民投票も辞さないと考えておられる、私はそう確信しております。

3点目、時既に遅しということです。このまま1月に住民投票が行われ、最短で2月から実施設計に入れるとしても、既に合併特例債に間に合わないという可能性が極めて高いという状況です。合併特例債有効期限の平成31年3月31日までの事業完了のためには、最短でも下記のスケジュールが執行部から提示されております。①、平成28年11月、つまり先月から平成29年5月、実施設計7カ月、うち建設課の確認作業1カ月。②、平成29年6月、入札、契約期間1.5カ月。③、平成29年7月着工から平成31年3月竣工、各種検査の期間0.5カ月を含む。施工期間20.5カ月。つまり先月から実施設計が始まっていなければ間に合わないのです。間に合う、間に合わすと仰せの論理は、実施設計7カ月を数カ月カット、施工期間20.5カ月を数カ月カットすれば間に合うとすることができるかもしれませんが。その実現可能性の根拠はどこにあるのでしょうか。そして、間に合わなかった場合の責任は誰がとるのでしょうか。資材の搬入遅延や悪天候による工事中断ということも多分に想定されます。工期は、延びることはあっても、短縮することには相当の負荷と強運が必要になってくると言えます。国土交通省の公共建築工事における工期設定の基本的な考え方、事例解説によると、建築資材や労働者の確保等の準備のための工事着手までの余裕期間の設定といった契約上の工夫等を行い、技術者を過剰に拘束しないゆとりある工期設定に努めるとの記載があります。そのとおりです。

また、佐渡においては両津支所、新穂行政サービスセンター、小木行政サービスセンター等の建てかえも控えており、それらの建設工事や予算についても鑑みる必要があります。つまり佐渡市内の公共建築について、本庁舎建設をするか否かのみの議論では推しはかれないということです。具体的には佐渡市における合併特例債の使用限度額420億4,000万円、本庁舎約26億3,300万円で建設すれば、該当費が約433億6,900万円、つまりその時点で約13億2,900万円が合併特例債からあふれ、その分は佐渡市の自主財源で対応しなければなりません。そもそも合併特例債とは合併による特例の借金です。借金は借金、いずれ返さなければならぬのが借金です。借金ですから、使えば使うほど将来の世代への負担となるのです。

そして、合併特例債に間に合わないのに3,000万円は税金の無駄遣いであるとの佐渡市側の発言があり

ましたが、無駄という言葉は不適當です。3,000万円はどぶに捨てるも同然だと私は考えます。民主主義は時間と金のかかるものと割り切って、3,000万円をどぶに捨てるのであれば、それこそ佐渡の民主主義を後退させる誤った判断になるということを強く訴えます。我々佐渡市議会議員22名に係る費用は、年間およそ1億円です。佐渡市民、ひいては日本国民の血税の一部、約1億円をもってあらゆる議案の審議や施策のチェック、提言を行っている。これは、佐渡における代議制民主主義の必要経費だと私は考えます。この経費1億円に加えて、メインディッシュたり得ない本庁舎建設に関する住民投票に3,000万円を使うべきでしょうか。ワイズスペンディングでまいりましょう。

もしも今回の住民投票がされないこととなった場合、住民投票を進めたい方々の不完全燃焼感はどうしたらいいと思う方もいらっしゃると思います。私は、署名を集めたこと自体が立派な成果だと強く考えます。約2,700名の署名とはすばらしいではありませんか。これだけの人数が集められれば、市議会議員選挙で当選もできるでしょう。ぜひとも3年3カ月後の選挙に出てきていただきたい。市議会議員選挙の土俵で勝負しましょう。そして、平成28年度に本庁舎は建設するべきであったと訴え続けるべきだと考えます。

最後に、私は住民投票そのものを批判しているのではありません。そもそも住民投票を行うような話ではないことについて住民投票したい、そして工期は短縮できると断言してしまう、合併特例債の有効期限に間に合わないとしても3,000万円をかけてでも住民投票したい、それは民主主義の成熟化とは逆行した佐渡における民主主義の退行と強く批判します。

以上、反対討論でした。議員の皆様方におかれましては、良識ある冷静なご判断により、反対をお願いいたします。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で室岡啓史君の反対討論は終わりました。

次に、渡辺慎一君の賛成討論を許します。

渡辺慎一君。

〔9番 渡辺慎一君登壇〕

○9番（渡辺慎一君） 議案第169号 佐渡市本庁舎建設に関する住民投票条例の制定について、賛成の立場で意見を述べます。

今回の住民による直接請求は、住民の発意により、正当な法的要件を備え、請求されたものであります。合併特例債に間に合うか間に合わないか、また3,000万円ほどの経費が無駄になるかならないか、全く関係なく、住民投票は粛々と、手順を踏み、進めるべきであると考えます。住民投票の結果、建設しなくてよいが多ければ、そのようにすればよろしい。また、建設すべきが多ければ、それを最大限尊重する。これが民主主義の基本であります。

合併特例債は、建設費用の70%が交付税措置され、市に入ってきます。それをうまく利用することにより、医療、福祉、介護、また子育て支援に回すことができます。そして、景気対策等に使うこともできるわけです。また、基金に積み立てることもできれば、この70%の一部を借金返済に回すこともできます。

本日の条例案が否決となるならば、それはまさに民主主義の否定でもあると私は考えます。既に20日の新聞には再議の記事が掲載されていました。市民は、きょうの結果と市長がその後どう出るかに注目しております。もう一度言います。この住民投票条例は、住民による発意であり、正当な法的要件を兼ね備え、

請求されたものであります。本日の条例案、否決となるならば、それはまさに民主主義の否定であります。

議員各位の公正なジャッジをお願い申し上げまして、私の賛成討論といたします。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で渡辺慎一君の賛成討論は終わりました。

次に、荒井眞理さんの反対討論を許します。

荒井眞理さん。

〔7番 荒井眞理君登壇〕

○7番（荒井眞理君） 私は、無会派の荒井眞理でございます。議案第169号 佐渡市本庁舎建設に関する住民投票条例の制定について、反対の討論を行います。

本日この議案に注目しておられる市民が大勢おられることと私は理解しております。それは、本庁舎建設に係る関心であったり、住民投票というものに係る関心であったりします。この住民投票条例は、合併特例債を使って本庁舎建設をすることに賛成か反対か、それを問うものです。そして、この条例制定の請求者の趣旨は大きく分けて2点と理解しました。1つは、新庁舎を建てることで市民の安心、安全のための防災拠点ができる。もう一点は、合併特例債を使えば、佐渡市の負担は9億円だけで30億円の庁舎が建てられるというものです。しかし、この後者の趣旨について佐渡市は、住民投票を済ませてからでは、合併特例債の期限である平成31年3月末に間に合わせて建設を終えることはできないと説明をしています。これに対して条例制定請求者は、建設業者の説明では期限に間に合うと主張しています。この点に関して、多くの市民は、それなら市長の説明は聞いたので、この条例制定請求者の説明を聞きたいと言っております。私もそのうちの一人です。私は、条例制定請求者に、それならその建設業者の説明する、間に合うというスケジュールを市民にわかるような説明をしてほしい、そのように願っておりましたが、今に至っても、誰からも責任のある説明はありません。うわさでは、スーパーゼネコンが24時間体制を組んで建設すれば間に合うけれども、佐渡の業者にはそれはできないから、お金は島外業者に落ちるとも聞こえてきます。これも条例制定請求者の議論かどうかはわかりません。仮に工期をそれで間に合わせたとしても、当初計画の30億円で済むのでしょうか。スーパーゼネコンに頼んで、一体幾らの工事費になるのでしょうか。その試算をした上で、佐渡市の負担は9億円で済むという主張はできるのでしょうか。いずれにせよ、有権者全員に対して提案する大きなイベントの内容を市民に説得する内容をもって確認できない、この状態で私たち議会がなぜそのような無責任な提案を賛成することができるのでしょうか。

また、住民投票は民主的な手段であるとの主張であります。基本はそのとおりであります。それなら、前市長のときにも、たった1,000人弱のアンケートでなく、時間をかけて、庁舎建設の是非を問うべきでした。それをせずに、今回は住民投票で民意をはっきりさせる。このことの意味は、市民にはみじんもありません。この夏から庁舎問題の話題が活発になってきて、市民に私は言われたことは、そもそも数年前から本庁舎建設の話があったのだと、しかしこの夏、これだけ問題になるまで市民は知らなかったと、市民は一体どこで意見を述べる場があったのだ、議会で勝手に進めてきたのではないかと私はお叱りの声を受けました。本庁舎建設をするなら、市民参加による意見交換の場をつくり、議会でもその報告を受け、意見をしようということを何度も繰り返して、さあ、これは私たちの市庁舎ですと、私たちもももにつくりましたと市民が言えるものを建設すべきです。今から投票まで1カ月しかない中、住民投票のために市民が十分に情報を得、考える機会、時間、これは限られています。しかも、この1カ月の間には年末年始が挟

まれていて、大変忙しい時期です。このような十分に市民が考えられない中、果たして民主主義を実現する住民投票だと言えるのでしょうか。私は、住民投票という手段そのものは民主主義の実現として有効なものと考えておりますが、今回のこのような中途半端な、無責任な住民投票を実行しても、佐渡市民の利益は何もないと考え、この条例の制定に反対をいたします。

良識のある議員の皆さんも、どうぞともに反対をしましょう。よろしくお願いします。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で荒井眞理さんの反対討論は終わりました。

次に、猪股文彦君の賛成討論を許します。

猪股文彦君。

〔17番 猪股文彦君登壇〕

○17番（猪股文彦君） 私は、議案第169号、住民投票条例について、二元代表制の住民代表の議会の立場から、賛成の討論を行います。

そもそもこの問題が起きたのは、9月議会に議員発議案で新庁舎を建てるべきという決議がされたにもかかわらず、三浦市長がそれをほごにしたところから始まったと考えられます。そこで、住民の方々が署名運動をして、きょうに至ったのだらうと私は思います。

そもそも地方自治における二元代表制の本質とは何か。執行部には理事者千人力、権力があります。議会は権威です。権威しかありません。権力はありません。では、どうしてその議会の権威を守るかといえ、市民の皆様方の信頼を得て初めて議会の権威が守られて、執行部をチェックすることができるわけがあります。その議会が市民の皆様方のきちんとした要望に、要件を備えた要望に応えられないとすれば、何のための市議会かということになると思います。したがって、私は住民投票によって庁舎を建てるも建てなくも、それは市民の考え方によって決まることだから、やるべきだと思います。

そもそも皆さん、思い出してください。この市町村合併をやるかやらないかというときに、旧両津市は住民投票で決めろということで議会が再議まで通してやってきました。ところが、執行部は横向いて知らん顔、スケールメリット、こればかり言ってきました。とすれば、今の疲弊して崩壊していく両津の中心街を見てください。この責任は、両津市民が決めたのではなくて、そのときの市長の無理やりによって今の旧両津市の状態ができたと言わざるを得ません。永久に歴史という裁判の中で当時の市長は被告人で、永久末代やっぺいかなければなりません。そういうことで、一個人がよければいいということではなくて、それによって多くの市民が大変な迷惑をしているというこの実態を考えなければならぬ。市民自体が、いや、そうなってもいいのだということで住民投票で決めたというならば、それは市民の責任です。しかし、当時の両津市を考えれば、全く市民の責任ではなくて、当時の市長の責任になる。今同じことが佐渡市に起きようとしているということに私は大変心配をしております。

この民主主義というのは、戦争に負けて、ある意味アメリカから押しつけられたというか、指導された民主主義ですから、私たちが汗や血を流した民主主義ではありません。私は、2年前、フランスのコンコルド広場へ行って、ああ、この場所でルイ16世とハプスブルク家から来たマリー・アントワネットがギロチンに遭ったのだなと思って複雑な気持ちでした。女性までギロチンにかけぬでもいいなと思った。しかし、近代のフランス革命がこの民主主義の始まりだとすれば、そこまでして勝ち取らなければならなかった民主主義なのです。私たちは、与えられた民主主義なのです。そのことを考えると、私はこの住民投票、

あるいは地方の二元代表制の議会のあり方、そして市民との接し方、そのことを考えると、庁舎を建てる  
とか建てないとかの以前に、二元代表制の民主主義として、旧両津市の失敗を十分検証して、そして住民  
投票の中で改めて市民の結論を聞くということが非常に大事だということを皆さんに訴えて、皆さんの良  
心信じて、賛成の討論といたします。どうも清聴ありがとうございました。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で猪股文彦君の賛成討論は終わりました。

次に、中川直美君の賛成討論を許します。

中川直美君。

〔13番 中川直美君登壇〕

○13番（中川直美君） 議案第169号 佐渡市本庁舎建設に関する住民投票条例の制定について、日本共産  
党市議団を代表して討論を行います。

この条例案は、本庁舎建設をやるかやらないかを定める条例ではなく、その是非を問うということをや  
ろうというものであります。8月2日に市長が本庁舎の見直し、検証の結果として、ほぼこれまでの計画  
の規模で建設をし、今ある庁舎を解体する、いわゆるB案を出したことに対して、8月6日に建設の反対  
を求める4つの住民団体も申し入れの文書の中で、建設を強行するなら建設の賛否を問う住民直接請求を  
求めざるを得ないと申し入れたものと同一趣旨の中身であります。以下、基本的な立場を明らかにいたし  
ます。

私ども日本共産党市議団は、本庁舎建設は、3.11東日本大震災以降いつ起きてもおかしくない地震や自  
然災害を考えれば、離島というハンディを持った島として、中央の防災機能や地域防災の拡充は必要だが、  
そのための本庁建設は住民の理解と合意なしにあり得ないという立場を一貫して主張してきており、現在  
のところ建設推進を賛同する立場にはありませんが、短期間のうちに多くの市民が本庁建設の是非を求め  
る署名に賛同している事実を見る限り、市民の声をしっかり聞くべきだと考えます。4月の佐渡の市議会、  
市長選挙は、市民の声を聞いたようなふりをして上から押しつける市政ではなく、しっかりと市民の声を  
聞いた市政を行ってくれというのが選挙結果であります。この間、行政のやり方に対して、保育園の統廃  
合問題や文化施設、温泉などの多くの市民が請願、陳情を出していますが、これも市民の声を聞けという  
住民合意の市政の問題であると考えます。

また、近年、いわゆる迷惑施設や大型開発、原発問題など、議会制民主主義を補完する住民投票を求め  
る運動やその実施が大きく広がっています。先ほどどなたかがメインディッシュ論を述べた方がいらっし  
ゃいますが、特に佐渡市と同じ平成の大合併をした市町村で、庁舎問題をめぐる住民投票はさまざま起こ  
っております。庁舎問題だけで、2012年の合併した鳥取市の住民投票以降、現在進行形のものを含めると、  
これ庁舎問題だけですが、20市町村の動きがあります。同じ離島では、2016年、ことしに入ってから鹿兒島  
県屋久島町でも直接請求がありました。2015年には長崎県の壱岐市でも実際に住民投票が行われています。  
メインディッシュであっての、ぱっと見ただけでも20あるということで、メインディッシュと考えている  
市町村も非常に多い、しかも大規模な市町村だけでなく、小さな市町村においてもやられているというこ  
とを強く述べておきたいと思えます。

2つ目です。この間、旧市町村単位10カ所の住民説明会で市民の理解と合意に努めた行政の努力は認め  
ますが、各地の住民説明会でも、強弱はありますが、賛否の意見があったというのも事実であります。ほ

とんどないといった何かインタビューもあったけれども。建設推進の意見には、これまで住民意向調査も行い、議会審議を経てきたものを変更するのはおかしいという声がありますが、本来十分な住民合意で進められてきていたのなら、建設反対とのこんな声は本来出ないものであります。また、今回の建設をやめるという市の方針が、これもまた同じように、十分説明し、理解をされていれば、このような直接請求は出ないものであります。来年度からは、佐渡市市町村合併から14年目に入ります。今市民の暮らしや地域経済は極めて深刻です。この庁舎問題にしっかりけりをつけ、市民の暮らし、子育てや教育を最優先するまちづくりに市民と力を合わせて進むべきである、これが私たちの主張であります。

この際ですから、本庁舎建設、行政運営のあり方について見解を述べておきます。東日本大震災を経て、特に離島における防災機能の充実が急ぐべきものと考えていますが、もともと、先ほど言いましたが、住民合意の得られない本庁舎建設は断念をしていたものであります。ところが、3.11の大災害で合併特例債が延期になったから、やろうというものでありますから、無理をしてまでやる必要はない、これが現在の立場でございます。

また、本庁に行政機能を集約するという行政の運営方針が今でも狭い本庁舎をさらに狭くするものであり、そこに本庁舎建設の必要が生まれています。庁舎問題の住民説明会での市民からの建設反対の理由に、支所などの充実、分庁方式が地域の活性化につながると意見が多く出されていましたが、この方向で支所や行政サービスセンターを分庁化をして機能を高めていくべきであり、これが市民の声でもあります。市長も住民説明会で、本庁に行かなくとも完結できる行政サービスを広げることを約束しております。また、行政運営について、1カ所にまとめることが重要なのではなくて、要は運営の仕方だと言及しております。来年度からは部長制を進めるそうではありますが、部長制にあわせ、市民にお約束してきた地域の支所体制の充実にかきかえるべきですし、このことをはっきりさせるべきだと思います。

合併特例債の延長の最大の特徴は、防災面の強化のためです。佐渡は離島であり、逃げ場所もなく、完全孤立化をいたします。また、多くの離島よりも面積も広大で、各地に孤立地域が生まれることは明らかであります。したがって、旧市町村単位での防災強化が極めて重要になるわけであります。一極集中ではなく、支所や行政サービスセンターの防災面の強化が必要です。また、本土の20年、30年先の高齢化社会が佐渡でありますから、誰でも住みなれた地域で過ごせる地域包括ケアシステムの構築を急務で進めなければなりません。そのためにも、やはり身近な支所などは必要であります。防災の中央機能の充実では、急いで耐震診断や強化を図ることが必要です。仙台市役所本庁は、築45年で建てかえる予定でしたが、2008年に制震工法、揺れを吸収するのですが、制震工法の耐震補強をしました。その後3年後に東日本大震災が襲いましたが、建物は破壊することなく乗り越えています。こういった対応をすべきです。市長は既に、建設はしないが、防災担当部署を本庁3階スペースにとり、拡充することを明らかにしています。市長も本庁の狭さ、狭隘については認めていますが、防災面と狭隘の面から見ても、分庁を進めることでスペースが広がりますし、解決策にもなります。この面でも分庁化に妥当性があります。狭いからといって職員を削減するということは、住民サービスや行政サービス機能を低下させることであり、まさに地域に分散させるべきであります。

支所の充実の点では、今述べたような支所を行政サービスの拠点、市長は住民説明会で大きく掲げました。地域には、支所などの行政拠点だけでは地域の発展にはつながりません。公民館や体育館、文化施設

など、地域と暮らしと福祉、文化やスポーツを支える施設があつてこそ、両輪として発展できるものであります。この点では、公共施設を経費や効率化一辺倒で次々と廃止することを上で決めて押しつけるのではなく、市民とともに新しいあり方をつくり出すべきであります。このことも強く指摘しておきたいと思ひます。

本来合併特例債は、佐渡市になってよくなったというものに充てるべきがその性格であります。特色ある地域発展には、合併13年間を見てもわかるように、広大な佐渡市では分庁、総合支所方式こそが必要であります。そこに力を入れるべきです。それが私たちの見解です。

最後に、人は人により考え方はいろいろあつていいものです。立場や考え方が違うということで非難し合うのではなく、互いの言い分にもしっかりと耳を傾け、よりよい方向を決めていくことこそが民主主義のあり方ではないでしょうか。合併特例債が15年間に延びましたが、佐渡市に合併して再来年で15年を迎えます。合併以来、地域の声が政治に届かなくなり、次々に地域の大切なものが潰され、旧市町村のいいところがなくなり、地域が寂れる一方というのが住民の声です。15年目を迎えるこれからの2年間、まさに従来型の政治ではなくて、これまでの矛盾を解決し、本当に佐渡市になってよかつたと言えるようにしてほしいというのが市民が三浦市政に期待をしたものであります。人口減だからといって何でも削減ではなくて、厳しいが、希望ある地域をどうつくっていくのか、このことが今求められているということを強く述べておきたいと思ひます。住民投票は、住民合意のあり方を求めている、提起をしている私は問題だと思ひます。このことをもつて賛成討論といたします。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で中川直美君の賛成討論は終わりました。

議案第169号についての討論を終結いたします。

これより議案第169号 佐渡市本庁舎建設に関する住民投票条例の制定についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩崎隆寿君） 起立多数であります。

よつて、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第170号 旧佐渡会館解体工事請負契約の締結についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩崎隆寿君） 起立多数であります。

よつて、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第171号 両津支所解体工事請負契約の締結についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩崎隆寿君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第172号 平成28年度佐渡市一般会計補正予算（第6号）についての討論に入ります。

荒井眞理さんの反対討論を許します。

荒井眞理さん。

〔7番 荒井眞理君登壇〕

○7番（荒井眞理君） 無会派の荒井眞理です。議案第172号 平成28年度佐渡市一般会計補正予算（第6号）についての反対討論を行います。

この補正予算の補正総額は6,678万5,000円ですが、そのうちの46%に当たる3,078万円は佐渡市本庁舎建設に関する住民投票に係る支出と計算されているものです。多くの市民が私のところに声を寄せられてきました。ある方々は、この3,000万円は無駄になる、黙っていられないから、ぜひ議会で言ってほしい。また、ある方々は、この3,000万円があったら金井温泉再開やほかの温泉のために使ってほしい。あるいは、子供たちの教育や学校のために使ってほしい。高齢者のために、福祉のために使ってほしい。今の人が生きることをために使ってほしい。住民投票に3,000万円を使っても人が生きることに必要とさまざまな痛切な思いを持って私に伝えてくださいました。つまり多くの市民が、本庁舎建設に関する住民投票するために3,078万円をかけることの意味は見出せないと言って、反対の意思をはっきりと表明しておられます。この本庁舎建設に関する住民投票費の総額3,078万円を含む補正予算は、市民の望みとは大きくかけ離れているものです。この点をもって私はこの議案第172号を反対するものであります。

どうぞ良識ある議員皆さんのご賛同もよろしくお願いいたします。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で荒井眞理さんの反対討論は終わりました。

議案第172号についての討論を終結いたします。

これより議案第172号 平成28年度佐渡市一般会計補正予算（第6号）についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩崎隆寿君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議決いたしました議案第139号、議案第164号から議案第166号まで及び議案第169号から議案第172号までを除く総務常任委員会付託案件についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、10分間の休憩をいたします。

午後 2時54分 休憩

---

午後 3時04分 再開

○議長（岩崎隆寿君） 再開いたします。

次に、社会文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

社会文教常任委員長、駒形信雄君。

〔社会文教常任委員長 駒形信雄君登壇〕

○社会文教常任委員長（駒形信雄君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条及び第141条の規定に基づき報告します。

議案第143号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、所得税法等の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税に関する所要の整備を図るため、佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第149号 公の施設に係る指定管理者の指定について（心身障がい者福祉センター）。本案は、心身障がい者福祉センターの指定管理者として社会福祉法人しあわせ福祉会を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。指定の期間は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間で、その間の指定管理料の上限額はゼロ円であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第150号 公の施設に係る指定管理者の指定について（精神障がい者福祉センター）。本案は、精神障がい者福祉センターの指定管理者として社会福祉法人とき福祉会を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。指定の期間は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間で、その間の指定管理料の上限額はゼロ円であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第153号 公の施設に係る指定管理者の指定について（勤労青少年ホーム、両津運動広場、両津野球場、両津テニスコート、両津農村広場）。本案は、勤労青少年ホーム、両津運動広場、両津野球場、両津テニスコート及び両津農村広場の指定管理者として住吉みどりの会を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。指定の期間は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間で、その間の指定管理料の上限額は2,220万円であります。審査の結果、次のとおり意見を付して原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。利用者の増加につながるよう運営の工夫を求める。

議案第154号 公の施設に係る指定管理者の指定について（両津総合体育館）。本案は、両津総合体育館の指定管理者として一般財団法人佐渡市スポーツ協会を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。指定の期間は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間で、その間の指定管理料の上限額は2,650万円であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第155号 公の施設に係る指定管理者の指定について（佐渡スポーツハウス、佐渡市陸上競技場）。本案は、佐渡スポーツハウス及び佐渡市陸上競技場の指定管理者として一般財団法人佐渡市スポーツ協会を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。指定の期間は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間で、その間の指定管理料の上限額は1億8,500万円であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第159号 平成28年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第2号）について。本案は、平成28年度佐渡市介護保険特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ1億6,470万4,000円を追加するものであります。主な内容は、本年度の給付実績見込みに基づき、介護給付費を増額するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第173号 平成28年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について。本案は、平成28年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ33万2,000円を追加するものであります。主な内容は、新潟県人事委員会の給与改定勧告を踏まえた人件費の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第174号 平成28年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について。本案は、平成28年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ20万1,000円を追加するものであります。主な内容は、新潟県人事委員会の給与改定勧告を踏まえた人件費の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第175号 平成28年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第3号）について。本案は、平成28年度佐渡市介護保険特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ38万9,000円を追加するものであります。主な内容は、新潟県人事委員会の給与改定勧告を踏まえた人件費の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第177号 平成28年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第2号）について。本案は、平成28年度佐渡市歌代の里特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ154万3,000円を追加するものであります。主な内容は、新潟県人事委員会の給与改定勧告を踏まえた人件費の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第178号 平成28年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第2号）について。本案は、平成28年度佐渡市すこやか両津特別会計予算について、既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ406万4,000円を追加するものであります。主な内容は、人事異動及び新潟県人事委員会の給与改定勧告を踏まえた人件費の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第179号 平成28年度佐渡市病院事業会計補正予算（第3号）について。本案は、平成28年度佐渡市病院事業会計予算について、収益的支出の予定額を145万1,000円減額するものであります。主な内容は、人事異動等に伴う人件費の減額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第181号 両津湊・河崎地区統合保育園建設（建築）工事請負契約の締結について、議案第182号 両津湊・河崎地区統合保育園建設（機械設備）工事請負契約の締結について。以上2議案は、両津湊・河崎地区統合保育園建設工事について、本年12月8日に執行した入札の落札者とそれぞれ請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しまし

た。

請願第9号 新穂湯上温泉の早期改修についての請願。本請願は、新穂湯上温泉の熱の湯について、建物の構造材の腐食が判明し長期休業に追い込まれているため、営業再開が可能となるよう早期に改修することを求めるものであります。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。なお、本請願は市長へ送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求すべきものとして決定しました。

請願第10号 新潟水俣病全被害者の救済と問題解決に関する意見書採択についての請願。本請願は、平成28年9月末現在167名が新潟県または新潟市に新潟水俣病の認定申請している状況にあり、新潟水俣病が終結していないことを踏まえ新潟水俣病全被害者の救済と問題解決を求める意見書を国に提出することを求めるものであります。審査の結果、賛成多数で採択すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で社会文教常任委員長の報告は終わりました。

これより請願第10号 新潟水俣病全被害者の救済と問題解決に関する意見書採択についての請願についての討論に入ります。

荒井眞理さんの賛成討論を許します。

荒井眞理さん。

〔7番 荒井眞理君登壇〕

○7番（荒井眞理君） 無党派で、またこの請願の紹介議員をさせていただきました荒井眞理です。請願第10号 新潟水俣病全被害者の救済と問題解決に関する意見書採択についての請願の賛成討論をさせていただきます。

新潟水俣病は、1965年、昭和40年に阿賀野川流域で発生が確認されました。新潟水俣病の発症は、メチル水銀を含んだ工場排水が阿賀野川に流され、それに汚染された川魚を多く食べたことが原因でした。手や足、口の周りなどが麻痺する感覚障害があり、一生治ることがありません。知らないで魚を食べてしまえば、誰にでも起こり得る不幸です。新潟水俣病の被害者は、訴訟を起こし、昭和電工の責任が認められ、和解に至りました。そして、それまで偏見や中傷を恐れて認定申請していなかった被害者が認定されたりと前進はしてきました。そして、新潟県は発生初期から住民の健康調査などに対応し、全国唯一の水俣病対策条例も制定し、この問題に力を入れてきました。しかし、国の姿勢はなおかたく、水俣病患者の救済及び水俣病問題の解決に関する法に定められている健康被害実態調査などを怠っていたり、一生かかる医療手当を国は行政処分ではないとして出さず、新潟県が全額負担し、国の分も負担して立てかえているという状態です。

なお、新潟水俣病が公に事件になる前に集団就職して地元を離れた被害者には十分に情報が行き届いておらず、個人で苦しんでいる現状も推測されています。

県内20市のうち既に13市が新潟水俣病被害者の救済と問題解決に関する意見書を採択しています。この事の重大さに対して私の討論内容は十分ではありませんが、被害者は高齢化しています。速やかな救済と解決を求めて、全議員のご賛成を期待し、賛成討論を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で荒井眞理さんの賛成討論は終わりました。

請願第10号についての討論を終結いたします。

これより請願第10号 新潟水俣病全被害者の救済と問題解決に関する意見書採択についての請願について採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩崎隆寿君） 起立多数であります。

よって、本案は採択と決定いたしました。

次に、ただいま議決いたしました請願第10号を除く社会文教常任委員会付託案件について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、産業建設常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、坂下善英君。

〔産業建設常任委員長 坂下善英君登壇〕

○産業建設常任委員長（坂下善英君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第140号 佐渡市小水力発電所運営事業基金条例の制定について。本案は、土地改良施設の維持管理費の節減、温室効果ガス排出抑制を図ることなどを目的として、小水力発電所の修繕、更新等の費用に充てる基金を設置するため、条例を制定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第144号 佐渡市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。本案は、簡易水道事業を廃止し、佐渡市水道事業として認可事業を一本化することに伴い、佐渡市水道事業の設置等に関する条例を始めとした関係する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第146号 佐渡市農業委員会に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるため、佐渡市農業委員会に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、次のとおり意見を付して原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。農業委員及び農地利用最適化推進委員の選任は、公募により実施するということであるが、各地区のバランスを考慮されたい。

議案第147号 新たに生じた土地の確認について（両津湊地内）、議案第148号 字の変更について（両津湊地内）。以上2議案は、新潟県が実施した両津漁港修築事業により、新たに生じた土地を確認すること及び当該土地を編入するため字の区域を変更することについて、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第151号 公の施設に係る指定管理者の指定について（窪田キャンプ場）。本案は、窪田キャンプ場の指定管理者にO u T D o o R ' sを指定することについて、議会の議決を求めるものであります。指定の期間は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間で、その間の指定管理料の上限額はゼロ円であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第152号 公の施設に係る指定管理者の指定について（佐渡海洋深層水分水施設）。本案は、佐渡海洋深層水分水施設の指定管理者に新潟県佐渡海洋深層水株式会社を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。指定の期間は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間で、その間の指定管理料の上限額は7,790万円であります。審査の結果、次のとおり意見を付して原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。毎年約2,600万円もの指定管理料を支払うことになるが、施設が補助金適正化法に係る期間であっても民間での本事業の継続は可能であることから、民間譲渡などを含めて今後の施設のあり方を検討されたい。

議案第156号 市道路線の変更について。本案は、国道350号国仲バイパス暫定供用による国県道の路線再編に伴い、市道路線の一部を変更することについて、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第160号 平成28年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第2号）について。本案は、平成28年度佐渡市下水道特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ2,668万円を追加するものであります。主な内容は、下水道建設事業の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第163号 公有水面埋立てに係る意見について（沢根地内）。本案は、沢根地内において佐渡市が漁港施設用地を造成するため、公有水面を埋め立てることについて新潟県知事に対し異議のない旨答申することについて、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第176号 平成28年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第3号）について。本案は、平成28年度佐渡市下水道特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ45万7,000円を追加するものであります。主な内容は、新潟県人事委員会の職員給与に関する勧告を踏まえた人件費の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第180号 平成28年度佐渡市水道事業会計補正予算（第2号）について。本案は、平成28年度佐渡市水道事業会計予算について、収益的支出の予定額に60万5,000円を追加し、資本的支出の予定額に11万2,000円を追加するものであります。主な内容は、新潟県人事委員会の職員給与に関する勧告を踏まえた人件費の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第137号 平成27年度佐渡市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について。本案は、平成27年度

の佐渡市水道事業会計未処分利益剰余金12億1,575万2,810円のうち、7,169万8,857円を建設改良積立金に積み立て、残余を繰越すことについて、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で産業建設常任委員長の報告は終わりました。

これより産業建設常任委員会付託案件について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第2 （決算審査特別委員会付託案件）

### 議案第123号から議案第136号まで

○議長（岩崎隆寿君） 日程第2、決算審査特別委員会に付託した案件についてを議題といたします。

決算審査特別委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長、中川直美君。

〔決算審査特別委員長 中川直美君登壇〕

○決算審査特別委員長（中川直美君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第123号 平成27年度佐渡市一般会計歳入歳出決算の認定について。本案は、平成27年度佐渡市一般会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであります。審査の結果、賛成多数で認定すべきものとして決定しました。なお、本委員会として指摘する主な事項は次のとおりであります。

指摘事項。1、職員不祥事について。平成27年度における最大の課題は、一連の不祥事を受けて失墜した行政に対する信頼を回復することであり、再発防止のため職員の行動規準及び責務等に関する条例も制定されたが、平成28年度に入り職員の不祥事が相次ぎ発覚していることから職員の理解は希薄であると指摘せざるを得ない。職員教育の徹底を図られたい。

2、市の補助事業について。平成27年度においても各種補助事業において不適正な事例が発覚しているが、これらは総じて市におけるチェック不足に起因するもので、チェック機能の充実は必要不可欠である。一方では、全庁的にさまざまな補助事業が存在しており、やみくもにチェック機能を高めただけでは使い勝手の悪い補助事業になりかねず、一定の考慮も必要である。市では平成28年度において外部監査を実施し、適正な補助金交付事務の汎用規準の策定を進めているが、補助事業については制度設計及び庁内における執行体制の整備を含め再検討することを求める。

3、収入未済及び不納欠損について。(1)、未収金の削減については、さらなる取り組みが求められるが、各課との連携に当たり法令遵守及び個人情報保護を徹底されたい。また、滞納処分には当たっては、債

権を安易に引き延ばしすることなく、法令や通知に則り処理を行うこと。(2)、現下の厳しい経済状況において低所得者の生活状況は厳しいものがある。機械的に未収金を徴収するだけでなく、滞納者が気兼ねなく納付相談等ができる体制整備や市民のプライバシーが守られる相談室の設置についても配慮すること。

4、議会事務局。議会運営事業について。①、議会における各種会議の記録を早期に公開することは議会の責務である。職員が行っている記録作成業務については、速やかに外部委託すべきである。②、現在の議会ホームページについては、利用しやすさを向上させるため早急に改善すべきである。また、ICTを活用した議会運営が可能となるよう、早急に検討を始めるべきである。③、政務活動費の使途基準について不断の見直しをするとともに、厳格に対応すべきである。また、議会としての明確な基準を設け、これを公開すべきである。④、市議会議員の倫理条例の制定を検討すべきである。

5、総務課。(1)、職員研修経費について。本委員会の審査において法令の規定が遵守されていなかった事例が複数散見された。これは末端の職員まで法令遵守の意識が徹底されていない証左である。法令遵守の徹底を行われたい。(2)、防災対策費について。災害時においては、支所及び行政サービスセンターでの対応が重要となるが、現在の支所及び行政サービスセンターの人員では十分な災害対応は不可能である。各地区における防災体制の充実を検討されたい。(3)、消費者行政推進事業について。高齢者を標的にした消費者トラブルや不審な勧誘等が後を絶たない。相談体制の充実を検討されたい。

6、総合政策課。総合政策一般経費について。広報戦略官の活動により佐渡市が各種メディア媒体に取り上げられたことによる効果額は、広告費の単純換算で3.5億円以上と示されており、一定の効果があったものと評価する。しかしながら、戦略官の活動及びその成果は市民に明確に伝わっていないことから、戦略的な情報発信及びSNSの効果的な活用について今後検討されたい。

7、行政改革課。行政改革推進事業について。①、公共施設等総合管理計画が策定されたが、従来の行政改革計画と関連した公共施設の方針が市のホームページ等で明示されていないことから、市の方針を早急に公表すること。また、現在の行政改革は、財政支出の削減を主眼とし各課の個別対応となっているが、地域づくりという視点に立った市の全体像を示した上で、統一した方針により対応すべきである。②、市が出資する法人は28団体に上っており、整理が必要と料する。国の指針に基づき、第三セクターの整理について検討されたい。

8、世界遺産推進課。世界遺産普及啓発・情報発信事業について。①、毎年度の決算審査において市民に対する普及啓発に取り組むよう指摘されているが、本市では、各地域に伝統文化等の遺産があり、存続や復活に向けたさまざまな取り組みも見られる。これらに対し支援することにより文化財等への認識が深まり、ひいては世界遺産への関心の向上に大きく寄与するものと思料するので、対応を検討されたい。②、マイクロバスを利用した集落や団体向けのガイドに取り組んでいるが、この取り組みは世界遺産登録推進に向けた市民の意識醸成に大きく寄与するものと思料する。市民にわかりやすい事業名称をつける等、市民に幅広く活用されるよう内容を拡充されたい。

9、財務課。(1)、公用車運行管理事業について。市が使用する411台の公用車中、法律で義務づけられている法定点検が実施されていない車両が37台見受けられた。今後は、法令に従い適正に点検を実施すること。(2)、(線明)本庁舎等建設整備事業及び(継続費)支所・行政サービスセンター庁舎整備事業

について。平成27年度までに本庁舎整備に要した費用は、2,617万4,866円である。また、支所の改築等に当たり住民との齟齬が見られるが、基本設計の段階からワークショップを開催する等により、住民の意見を取り入れるべきであった。

10、地域振興課。(1)、佐渡インフォメーションセンター運営事業について。当該施設は平成27年度が開業初年度であったが、その年間稼働率は15%と極めて低調である。当該施設については、利活用を促進するため抜本的な改善を検討すること。(2)、地域の活力再生事業について。地域おこし協力隊に対し国の財政措置が講じられているが、佐渡市の予算として執行することを踏まえ、受け入れる地域や本人の意向を反映し効果が発揮される配置をすべきである。また、隊員の活動内容について佐渡情報紙「シマイル」を活用する等情報発信に努めること。(3)、企画一般経費について。NPO法人としての当初の目的が達成されるよう、市による監督を強化すること。(4)、元気な地域づくり支援事業について。地域審議会廃止後においては、市が直面するさまざまな課題について住民合意を図る組織等が存在していない。早急に検討すべきである。(5)、ケーブルテレビ放送施設管理事業について。ケーブルテレビ伝送路の今後の更新及び情報通信技術の革新を見据え、市が所有している当該伝送路のあり方について検討を始めること。

(6)、がんばる若者支援事業について。支援対象者の募集に当たり、申請書に記載する進学希望先に関する説明が募集要項に明記されていないため一部の申請者に混乱が見られた。については、募集要項に支援対象要件を明確に示すよう改善されたい。

11、交通政策課。(1)、空港対策事業について。佐渡空港拡張整備の費用対効果について、平成22年に実施した調査におけるデータを根拠としているが、既に5年以上が経過している。現状に即した根拠を示すべきである。(2)、佐渡汽船株式会社との関係について。平成27年度に実施した佐渡汽船の各種運賃割引における市負担額5,217万8,123円に対し、新潟県の負担額は2,250万円と少ない。当該年度には貨物運賃値上げに関する事件もあったが、佐渡汽船株式会社の主要な株主である新潟県に対し、公共交通路である佐渡航路の維持に責任を持つよう強く申し入れること。

12、市民生活課。看護師等確保対策事業について。医療従事者が不足している状況が続いている。医療従事者確保に向け、より一層努力されたい。

13、環境対策課。新エネルギー導入事業について。平成24年度に佐渡市地域新エネルギー導入促進計画が策定されたが、その後の機器及び技術の進歩は目覚ましいものがある。環境問題や自然エネルギーへの転換は差し迫った課題であることから、これらに対応するため計画を見直し、各種施策の展開を積極的に行うこと。

14、社会福祉課。(1)、保育所児童保育料について。平成27年度現年分の滞納状況は80世帯405件、336万8,510円となっており、滞納世帯の状況は極めて深刻である。各滞納世帯の状況を把握し、実情に即した抜本的な対策を講じること。(2)、障害者福祉一般経費について。①、市としての障害者の雇用推進計画を策定すべきである。また、障害者雇用について法定義務のない小規模事業所において障害者の自立のために雇用している事業所もあることから、雇用した事業所に対する市独自の優遇措置を検討されたい。さらには市自らが積極的に雇用に努めること。②、障害者施設において報酬改定による影響が出ているが、市はその影響について把握していなかった。障害者施設の現状を早急に把握するとともに対応策を検討すること。(3)、温泉管理運営事業について。無償貸与している温泉施設において、市で実施する20万円以

上の修繕が実施されていない。また、市直営で運営されたワイドブルーあいかわについて営業努力の不足を指摘する。温泉施設利用者の増加に向け抜本的な対策を検討されたい。(4)、私立保育所支援事業について。保育制度については、平成27年度から子ども・子育て支援制度に移行されたが、私立保育園の経理について適正な指導監督に努め、市が支弁している委託費の使途について十分把握すること。(5)、子育て支援対策事業について。子供の貧困が問題視されている中、ひとり親家庭に対し十分な支援が必要である。今後支援の充実を検討されたい。(6)、温泉利用促進事業について。温泉利用促進のため温泉施設等割引券を交付したことについては一定の評価をするが、当該割引券の予算執行率は28.8%にとどまっている。温泉利用促進のため事業の再検討を求める。

15、農林水産課。(1)、林業振興事業について。森林は自然エネルギーとして活用できる資源であることを踏まえ、この資源を利活用するための各種施策を講じること。(2)、水産振興事業について。平成27年度において、離島流通効率化事業(水産加工施設整備事業)に関する国庫補助金が国に返還されたが、当該補助金の返還に当たり事業主体が負担すべき部分を一時的に市が立てかえていることから、当該立てかえ金の回収に向け努力されたい。

16、観光振興課。(1)、観光費全般について。①、本来は市が行うべき多くの業務を佐渡観光協会に委託しているが、その結果及び成果については市において検証すること。②、北陸新幹線の開業や高速カーフェリーあかね就航に伴う観光入り込み客増加を見込み各種施策に取り組んだが、結果観光入り込み客は増加せず失敗に終わったと指摘せざるを得ない。戦略の転換を検討されたい。③、道路沿線の草刈りが不十分なため、景観を大きく損ね観光地としての魅力が失われている。道路管理者等とも協議の上、観光地らしい景観形成に努めること。④、観光戦略官の活用については、観光入り込み客数の状況から設置目的の効果が上がっているとは言いがたい。これは市における外部人材の活用方針が不明確であったことによるものと指摘する。また、外部人材活用により得られた成果を活用すること。(2)、周遊滞在型観光誘客促進事業について。相川観光循環バスは世界遺産登録等を見据えた初めての取り組みであり、費用対効果だけで判断することは困難な面があるが、引き続き利用者の増加に向けた取り組みを行うとともに、相川地区以外での実施も検討されたい。(3)、(繰明)佐渡ふるさと旅行推進事業【消費喚起・生活支援】について。平成27年における観光客数は前年度比4,416人の増加との推計が示されたが、これは国の交付金を活用し3,026万4,545円で実施したプレミアムつき宿泊券による増加5,608人及び同じく国の交付金を活用し3,441万2,531円で実施した佐渡冬紀行による増加1,887人によるものでしかない。過去の事例も踏まえ、効果的に予算を執行すべきである。(4)、観光施設管理事業について。羽茂温泉保養館クアテルメ佐渡については、過去の産業建設常任委員会の意見を踏まえること。また、当該施設に関し観光資源として活用する考えがないのであれば、所管課の見直しを検討されたい。

17、産業振興課。商工振興事業について。商工会は各地域における商工業振興に重要な役割を果たしているが、これまでに行われてきた補助金削減により商工会の活力低下を招いた側面があるものと思料する。よって、商工会補助金については費用対効果を求めつつ、各地域の商工業の活性化が図られるよう十分配慮すること。

18、建設課。道の駅管理事業について。道の駅管理委託料については、前年度の決算審査特別委員会において指摘されていながら、改善が見られていない。道の駅の管理については、観光振興を所管する部署

への所管がえを検討されたい。

19、監査委員事務局。監査事務事業について。識見を有する者として選任された監査委員の報酬の増額とあわせて、監査体制の強化を検討されたい。

20、農業委員会。農業委員会運営事業について。①、農業委員会制度が大きく改変されたが、「農地の番人、農民の議会」と言われる農業委員会の存在意義は不変である。本市における農業は、生産調整制度廃止や担い手不足、耕作放棄地増加といった多くの課題が山積している。研修の成果を積極的に施策に反映させるとともに、市長に対し積極的に意見を提案すべきである。②、耕作放棄地は昨年比で7万1,473平米増加している。農地中間管理機構における課題を踏まえ、本市の農業戦略上必要となる条件の悪い農地の流動化の推進に対応できる市独自の農地中間管理機構の設置について検討されたい。③、視察研修の成果として農事相談の取り組みを始めたことを評価する。高齢化による離農も進んでいる。気軽に相談に乗れる体制を構築し、開かれた農業委員会となることを期待する。

21、学校教育課。(1)、教育委員会運営事業について。①、法律により教育に関する事務管理及び執行状況の点検評価結果を議会に報告することが義務づけられているにもかかわらず、これを怠っていることはまことに遺憾である。法律の規定に従い議会に報告すること。②、教育委員会制度の改正により、教育分野の基礎となる教育大綱が策定されたが、パブリックコメントを実施せず市民の意見が反映されなかったことは、極めて遺憾である。(2)、総合教育センター事業について。教職員の指導力向上だけでなく、学校現場の意見を聞き対応できる体制整備を検討されたい。また、教職員の多忙化解消に向け取り組むこと。(3)、小学校IT設備整備事業及び中学校IT設備整備事業について。各学校によって機器の配備状況に差異がある。公平性を確保する観点から整備をさらに進め、機器配備の平準化を図ること。(4)、児童援助事業及び生徒援助事業について。就学援助認定基準を生活保護の基準額の1.3倍へ引き上げ、就学援助対象範囲を拡大したことは評価する。人口減少対策や子育て支援対策を充実するため、実態に合った制度改善に向け、さらに検討を重ねられたい。(5)、小学校教育振興事業及び中学校教育振興事業について。①、小中学校における学力向上やコミュニティスクール導入の検討について全国的な先進地の取り組みを参考にすること。②、平成27年度の学校図書館費に関する基準財政需要額は3,366万4,000円であるが、歳出決算額は1,355万4,262円にとどまり、基準財政需要額と歳出決算額に大幅な差異が生じている。さらに、蔵書数が図書標準に達していない学校数は、小学校24校中8校、中学校14校中5校に上っている。学校司書の増員及び蔵書の充実により学校図書環境整備を進め活用すること。(6)、心の教育支援事業について。本市の不登校率は小中学校ともに県平均を上回っている。現在のスクールカウンセラーの配置日数では、いじめ問題等に対応するための時間が絶対的に不足していることから、スクールカウンセラーの配置日数をふやすこと。

22、社会教育課。(1)、文化会館使用料について。①、平成27年度は博物館入館料等横領に関する公金の取り扱いが大きな問題になった年度であるが、審査において地区公民館によって事務処理が統一されていないことが明らかになった。また、管理職の当該事務の概要についての認識も浅く、不祥事についての反省の姿勢が問われる。②、アミューズメント佐渡の使用料に関し、営業目的で使用された3件の滞納があった。未収金が生じないよう早急に料金徴収の手続を再検討されたい。(2)、博物館・資料館管理運営事業について。①、新穂歴史民俗資料館及び両津郷土博物館の運営方針に一貫性がなく公平性を欠いてい

る。博物館や資料館が地域における核の一つの施設になるよう取り組まれない。また、佐渡博物館は市に移管されたばかりであるが、魅力ある博物館とするよう施設整備も含め検討されたい。②、博物館のあり方については、従来の方針を転換し地域の核となる施設の視点で検討し始めているが、公民館、図書館、地域体育館といった他の社会教育施設についても、博物館同様に考えるべきである。(3)、ジオパーク推進事業について。ジオパークの推進については、専門性と継続性が求められることから、安易な職員の配置転換は行わないこと。また、学芸員などの採用も含め検討されたい。(4)、図書館施設管理事業について。図書購入に関する予算の拡充及び図書館振興計画の策定を求める。また、各地域の図書館について、地域住民の意見を幅広く取り入れる組織の設置を検討されたい。

23、消防本部。(1)、消防防災施設管理事業について。消防施設設置に係る土地賃借料が統一されていない。大半は市町村合併前に借地契約が締結されたものであるが、今後所有者の高齢化などで用地取得が一層困難となるおそれもある。消防施設は、住民の生命と安全を守る重要な施設であり、今後の市の方針を明確に示した上で柔軟に対応されたい。(2)、消防団一般経費について。消防団の雨衣について、地元業者から調達を行っている。この対応は地域経済の活性化に配慮したものであり評価する。引き続き消防団装備の一層の充実を図られたい。(3)、消火栓整備事業及び耐震性貯水槽整備事業について。消防力の整備指針に対する充足率は61%となっている。今後も施設整備を計画的に進められたい。

議案第124号 平成27年度佐渡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。本案は、平成27年度佐渡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであります。審査の結果、認定すべきものとして決定しました。なお、本委員会として指摘する事項は次のとおりであります。

指摘事項。1、国民健康保険事業計画において、被保険者の健康増進への取り組みを庁内関係課と連携し強化すること。

2、国民健康保険税については、滞納世帯の経済状況を把握し、適切な軽減策を講じること。

3、深刻な地域経済の状況下において福祉施策は市民の暮らしに重要である。各制度で対応できない切実な課題は、市独自施策での対応を検討すべきである。

議案第125号 平成27年度佐渡市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。本案は、平成27年度佐渡市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであります。審査の結果、認定すべきものとして決定しました。

議案第126号 平成27年度佐渡市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。本案は、平成27年度佐渡市介護保険特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであります。審査の結果、認定すべきものとして決定しました。なお、本委員会として指摘する事項は次のとおりであります。

指摘事項。1、平成27年度において介護報酬の実質引き下げやサービス見直しが行われ、歌代の里において2.21%、すこやか両津において2.53%の収入減となっている。この状況は市内の社会福祉法人が運営する施設においても同様の事象が生じているものと思料する。収入減により採算性重視の運営とならないよう対策を検討されたい。

2、高齢化率の高い本市においては、介護二次予防は重要な取り組みである。多くの市民が気軽に参加できるようさらなる普及に努めるとともに、市民の健康増進の視点で関係課が連携し、市政の大きな施策として位置づけるべきである。

議案第127号 平成27年度佐渡市簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について。本案は、平成27年度佐渡市簡易水道特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであります。審査の結果、認定すべきものとして決定しました。

議案第128号 平成27年度佐渡市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について。本案は、平成27年度佐渡市下水道特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであります。審査の結果、認定すべきものとして決定しました。なお、本委員会として指摘する事項は次のとおりであります。

指摘事項。下水道浄化センター運転維持管理業務委託における入札において、予定価格の50%以下で落札された案件が見受けられた。委託業務の入札についても最低制限価格の設定を検討されたい。

議案第129号 平成27年度佐渡市歌代の里特別会計歳入歳出決算の認定について。本案は、平成27年度佐渡市歌代の里特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであります。審査の結果、認定すべきものとして決定しました。

議案第130号 平成27年度佐渡市すこやか両津特別会計歳入歳出決算の認定について。本案は、平成27年度佐渡市すこやか両津特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであります。審査の結果、認定すべきものとして決定しました。

議案第131号 平成27年度佐渡市五十里財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第132号 平成27年度佐渡市二宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第133号 平成27年度佐渡市新畑野財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第134号 平成27年度佐渡市真野財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。以上4議案は、平成27年度における各財産区特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであります。審査の結果、認定すべきものとして決定しました。なお、本委員会として指摘する事項は次のとおりであります。

指摘事項。財産区については、市の今後の方針を明確にした上で、対応策を議会に示すこと。

議案第135号 平成27年度佐渡市病院事業会計決算の認定について。本案は、平成27年度佐渡市病院事業会計決算について、議会の認定を求めるものであります。審査の結果、認定すべきものとして決定しました。なお、本委員会として指摘する事項は次のとおりであります。

指摘事項。1、へき地巡回診療は、高齢化率の高い本市において必要不可欠な対策となっている。この対象範囲を全域に拡大することを検討されたい。

2、公立病院としての使命と責任を自覚し、今後も継続して地域医療の役割を一層果たすこと。

3、相川病院において院外処方により収支の改善の効果を上げているが、両津病院でも院外処方を検討すべきである。

4、厚生労働省は平成30年に療養病床を再編し介護療養病床を廃止する方針を示しており、このことにより医療療養病床においても診療報酬などで同じ傾向となるものと思料する。対応策を検討すべきである。

5、両津病院における休眠病床を医療従事者の確保により再開させるよう努力すること。

議案第136号 平成27年度佐渡市水道事業会計決算の認定について。本案は、平成27年度佐渡市水道事業会計決算について、議会の認定を求めるものであります。審査の結果、認定すべきものとして決定しました。なお、本委員会として指摘する事項は次のとおりであります。

指摘事項。未収金については、従前のとおり観光関連業者の大口滞納が残っているが、わずかに改善の

兆しが見られている。今後も引き続き庁内関係課や支所、行政サービスセンターとの連携により解消に向け努力されたい。

以上であります。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で決算審査特別委員長の報告は終わりました。

これより議案第123号 平成27年度佐渡市一般会計歳入歳出決算の認定についての討論に入ります。

最初に、荒井眞理さんの反対討論を許します。

荒井眞理さん。

〔7番 荒井眞理君登壇〕

○7番（荒井眞理君） 無会派の荒井眞理です。議案第123号 平成27年度佐渡市一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論を行います。

私は、今年度の決算審査特別委員として審査に当たった者の一人です。過去2年も務めさせていただきました。不正や悪質な予算執行を明らかにしてまいりました。多くの職員が誠意ある仕事をしてくださる中、認定とならないのは非常に残念なことです。この平成27年度の会計決算についても、佐渡市監査委員からも厳しい意見がつけられました。その意見の中には、不適正な予算執行及び改善を求める事務処理について大きく3つの指摘がある中、1つは財産に関するもの、1つは補助金の不正、不適正に関するもの、そして市職員の不祥事に関するものであります。その中で、私たち決算審査特別委員会の審査の中においても、補助金について、また市職員による不祥事について認めたところであります。補助金については、多くの所管課に返還が見られ、事業者の虚偽の実績報告、認められない経費の算入など、不適正な事例が見られ、合計750万円もの返還がされていきました。不祥事については、市職員による時間外勤務手当の不正受給に係る損害弁償金、博物館施設などの公金横領に係る損害弁償金の合計955万円の納入が確認されており、事の重大さを佐渡市監査委員からも指摘されています。これら2件の職員不祥事は、かなりの年数にわたる不正と横領であり、また特に時間外勤務手当の不正については市の被害額の全てを確認することも困難であり、果たして市の損害分全てが納入されたかどうか不明なものであります。なお、補助金不正受給が発覚した3つの事業については、昨年の決算審査特別委員会の中で発見されたものであり、その後、数カ月をかけて不正が明らかにされたものであります。ことしも同様に不正が疑われる事業が見受けられています。非常に残念なことです。不正かどうかは、これから明らかにされていくことと思いますが、数年間にわたる補助金不正受給問題が起きている佐渡市において、いまだ補助金の適否のチェックとそれ以前の職員の公金に対する意識の甘さがあると言わざるを得ません。

また、道の駅の管理に係る500万円は実態と大きくかけ離れている点を市民からも多く指摘され続けています。観光案内人はおらず、草も刈られておらず、ここに500万円をかけ続けることは市も契約違反の共犯と言われかねません。

そして、最大の問題は、昨年も指摘いたしましたが、佐渡インフォメーションセンターの運営です。市民の多くが、あのセンターは一体何のためにあるのだと。このことも、私のみならず、多くの議員が市民から言われ続けていることです。この稼働率が非常に低いことを私どもは決算審査特別委員会で確認いたしました。

このようなさまざまな問題、また不正、不祥事を含んだこの歳入歳出決算について、認定するわけには

いかないと思い、反対の討論をいたします。良識ある議員各位の反対の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で荒井眞理さんの反対討論は終わりました。

次に、北啓君の賛成討論を許します。

北啓君。

〔1番 北 啓君登壇〕

○1番（北 啓君） 政風会の北啓です。平成27年度佐渡市一般会計歳入歳出決算に対して、認定に賛成の立場から討論をさせていただきます。

この年は、職員の不祥事、補助金の不正受給問題が大きく目立った年でもあり、私が議員になる前の年でしたが、一市民としてもとても市政に対して関心を持ったことを覚えており、より一層気を引き締めて今回の特別委員会に臨ませていただきました。不正受給に関して、なぜ事業が進められていたのか、どういふふうに職務を進めてきたのかを確認しました。その中で、なぜ不正を防げなかったのか、各事業確認をしたところ、不正に関しては気づかれなように行われていたということです。また、法令遵守はされているか、日々の業務に影響するもの、各事業に関する費用対効果を調べました。公用車の法定点検の問題でも、財務課より予算を組み、指示はしてあっても、横の連絡がとられておらず、認識不足によるものから未実施の車が411台中37台見受けられました。市のシステムというよりは、個人の問題が大きいことがわかりました。私たち議会としては、今年度起きている不祥事に関しても、今後同じようなことが起きないようにどうしたらよいか、報告書でもチェック機能の充実について指摘してあるが、ただやみくもにチェック機能を高めるだけで、使い勝手の悪い補助事業になりかねません。一つの問題に対しどういふチェックをするか、職員教育をどうするのか、今まで以上にPDCAサイクルを使い、私たちも監視をしていくことがよりよい市政運営につながると考えております。結果、問題が起きたことは重大ではありますが、過程に関しては流れはしっかり行われていたと思います。

広報戦略官の約3.5億円以上と言われる広告効果や地産地消による学校給食の佐渡産比率の向上、ふるさと納税などで効果が出たことを評価します。

評価できるものはしっかりと生かすように、問題があったものに関しては今後起きないように一つ一つしっかり対応し、今後厳しい財政状況が予想される中で、より一層の緊張感を持った財政運営を行いながら、将来に向けた準備を確実に進めなければなりません。各政策に関しても中長期的なビジョンを明確に示し、さらなる充実をしていただくことを切望し、本決算の認定に賛成をいたします。議員各位におかれましては、ご賛同のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で北啓君の賛成討論は終わりました。

次に、中村良夫君の反対討論を許します。

中村良夫君。

〔15番 中村良夫君登壇〕

○15番（中村良夫君） 日本共産党の中村良夫です。議案第123号 平成27年度佐渡市一般会計歳入歳出決算の認定について、反対討論を行います。

第1は、平成27年度決算は現三浦市政のもとで行われた年度ではありませんし、新しい議員も同様であります。この年度の決算審査は、過去事業や執行がどうだったのかという反省を踏まえ、三浦市政の教訓

とし、生かすべきものです。また、議会も批判と監視の府として十分機能したのかどうか、教訓を学び、生かさなければならぬものであります。

2、この年度の決算審査における大きな特徴は、一連の不祥事や補助金の不適切問題にどう対応して、市民の信頼回復を得る努力をしたのか、また不祥事や補助金不適正関連だけでなく、行政の全てで法令遵守が最低限のものとして行われていたかが審査の大きな基準であります。この点について指摘をします。

3、改めて一連のこの年度の不祥事を振り返ると、平成27年3月28日、総務課人事係長、時間外手当不正受給、預け金（免職）、平成27年5月7日、社会教育課主任、セクハラ、入館料横領（免職）、平成27年6月4日、総務課人事係長の不祥事関係で関係者（上司等）を処分、平成28年1月13日、ビッグフィッシャー補助金水増しで、当年度以前では、平成26年4月30日、消防職員酒気帯び運転（停職6カ月）、平成26年8月25日、農林水産課長補佐、願地区治山工事不適正支出（停職3カ月、降任）、平成26年8月25日、農林水産課主任、願地区治山工事不適正支出（停職1カ月）、平成26年12月24日、税務課臨時職員、わいせつ行為（解雇）。

4、法令等の違反。委員会報告に指摘をされていますが、①、市公用車の37台が、任意ではあるが、法定点検を行っていない。②、保育事業における私立保育園運営委託料は児童福祉法第24条第1項に基づくもので、5億1,999万円にもなっているが、法の趣旨に沿ったチェックがなされていないというのは問題である。③、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第27条での議会報告は行わなければならないにもかかわらず実施していないのは、当年度に大きく教育委員会制度が改変されている中でもあり、極めて問題で、法の違反である。このことは、多くの議員からも早くから指摘されているにもかかわらず実施できないのは、人的配置の問題があるのではないか。

第5は、不祥事や不適切なものにつながりかねない事案。①、最近の監査委員からも強く指摘されているが、株式会社両津TMOなど市が出資する法人に対する市の責任が大きく問われなければならない。当年度出資を引き上げたクアテルメ佐渡も同様である。第三セクターのあり方は、国の指導でも早くから指摘されているものであり、この問題を放置してきたことがこういったものにつながったと言えます。第三セクターや業務委託のあり方をしっかりした考えで行う必要があります。②、この関連としては、市の行う仕事、すなわち行政サービスを民間委託にする場合も市の責任性が問われます。1つは、大きな予算をかけての国際会議機能つきのあいぽーと佐渡は、運営初年度でしたが、安ければいいという民間の業務委託で、市としてどのような施設にするかということが行われなく、稼働率も極めて低く、何のためにつくった施設かと言わざるを得ません。この施設は、抜本的な見直しを行うべきです。

最後に、一連の不祥事などにつながるものとして、いかに議会がチェック機能を発揮するのかということが大きな意味を持ちます。法令違反などがあっても、なあなあと許すということは、チェック機能を果たしているとは言えないものであります。きっぱり不認定にするべきが議会であるということを強く述べて、反対の討論といたします。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で中村良夫君の反対討論は終わりました。

議案第123号についての討論を終結いたします。

これより議案第123号 平成27年度佐渡市一般会計歳入歳出決算の認定についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩崎隆寿君） 起立多数であります。

よって、本案は認定とすることに決しました。

次に、議案第124号 平成27年度佐渡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての討論に入ります。

中村良夫君の反対討論を許します。

中村良夫君。

〔15番 中村良夫君登壇〕

○15番（中村良夫君） 日本共産党の中村良夫です。議案第124号 平成27年度佐渡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、反対討論を行います。

第1は、平成27年度の国民健康保険税は本算定時で1人当たり3,350円の引き下げとなっておりますが、年間所得300万円で4人家族の夫婦と子供2人で62万7,371円と対所得20%もの負担になっていきます。これでは企業などの自営業も子育てもできません。1人当たり国民健康保険税は、県内市町村比較で6番目に高いもので、10万4,480円です。佐渡よりも市町村民所得が格段に高い新潟市は1人当たり10万5,317円であり、佐渡市との比較で837円高いだけであり、この視点から見ても負担は重くなっています。

2、国民健康保険会計の基金は、平成26年度300万円程度でありました。ところが、当初予算では基金の積み立ては100万円でしたが、最終的には平成26年度の300万円台から一気に1億8,453万円も積み立て額になっていきます。つまり平成27年度は、国民健康保険会計は大幅な黒字であったということでもあります。平成26年度までは加入者の負担を抑えるために一般会計からの法定外の繰入れ6,000万円も行っていました。それがやめました。また、この年度は国からの支援金が大幅に増額されたことに伴うものです。国の支援金は、国の書いたものでは、保険税負担軽減のためであり、そこに使うべきものであります。単純計算で言えば、1人当たり1万円を超える引き下げが可能ということです。

3、国民健康保険は市民の命と暮らしを守るものです。高く払うことができなく、滞納世帯数は国民健康保険世帯9,716中917世帯の約9%となっております。また、払いたくても払えないで医療を受ける権利が抑制されている短期証や資格証明書は1,091人で、うち高校生以下子供は176人にもなっています。県内では、医療を受ける権利を抑制することにつながるこういった資格証や短期証を交付していない自治体もあります。

最後に、第4は、加入者の負担が重くなる国民健康保険会計の厳しさは、本来国が果たすべき役割を大きく後退させていることが大もとです。安倍政権は、今後さらに社会保障の削減路線で、国民健康保険の広域化など大きく変質させ、一層の負担増を強めようとしています。こんなときだからこそ身近な市政として頑張る必要がありますと述べて、反対の討論といたします。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で議案第124号についての討論を終結いたします。

これより議案第124号 平成27年度佐渡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての採決を行います。



” 高野 庄 嗣  
” 荒井 眞 理  
” 北 啓

#### 新潟水俣病全被害者の救済と問題解決に関する意見書

新潟水俣病は公式確認から51年が過ぎた。この間、最高裁は二度にわたって、現行の認定基準（昭和52年判断条件）では認められなかった被害者を水俣病患者と認め、国や加害企業に賠償を命じており、認定基準の見直しを含む弾力的な運用を求めている。

平成28年9月末現在、167名が新潟県または新潟市に認定申請し、また、国や昭和電工株式会社に賠償を求める訴訟が行われており、新潟水俣病は終わっていない。

一方、新潟県は、平成21年4月から新潟水俣病地域福祉推進条例を施行し、新潟水俣病被害者の福祉の増進や、偏見や中傷をなくすための教育及び啓発を推進し、被害者を社会全体で支える施策を地道に取り組んでいる。また、新潟県は平成27年5月31日、いまなお潜在患者が相当数いることを踏まえ、すべての被害者が救済を受けることができる恒久的な救済制度の確立等を求める「ふるさとの環境づくり宣言2015」を発表した。

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済判定を巡って、国は異議申立ができる行政処分には当たらないとの見解を示しているが、新潟県は処分性があるとして異議申立を認め、行政不服審査法に基づいて審理を行っており、国の見解はこれまでの判例・通説に反すると著名な行政法学者らが指摘している。

よって、国においては、新潟水俣病全被害者の救済と問題解決に向けて、次の事項について早急に取り組むよう強く求める。

#### 記

- 1 新潟水俣病の早期解決に向けて、被害者・国・加害企業など関係者が一堂に会する話し合いの場を設けること
- 2 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法第37条に定めている阿賀野川流域住民の健康被害実態調査を速やかに実施すること
- 3 潜在患者が名乗り出ることができるよう、環境整備をすること
- 4 昭和30年頃から昭和53年頃まで阿賀野川の魚介類を喫食した県外在住者らに、新潟水俣病に関する情報が伝わるよう格別の取組を行うこと
- 5 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の異議申立を認めること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（岩崎隆寿君） これより発議案第13号について採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩崎隆寿君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第161号

- 議長（岩崎隆寿君） 日程第4、議案第161号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。  
市長から提案理由の説明を求めます。  
市長、三浦基裕君。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

- 市長（三浦基裕君） 議案第161号 人権擁護委員候補者の推薦について。

本案は、佐渡市の人権擁護委員、隅田光夫氏の任期が平成29年3月31日をもって満了となるため、その後任の候補者として清水辰宏氏を推薦することについて、議会の意見を求めるものであります。

よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（岩崎隆寿君） これより議案第161号 人権擁護委員候補者の推薦についての採決を行います。  
本案は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は同意することに決しました。
- 

#### 日程第5 議案第162号

- 議長（岩崎隆寿君） 日程第5、議案第162号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。  
市長から提案理由の説明を求めます。  
市長、三浦基裕君。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

- 市長（三浦基裕君） 議案第162号 人権擁護委員候補者の推薦について。

本案は、佐渡市人権擁護委員、若林正吉氏の任期が平成29年3月31日をもって満了となるため、その後任の候補者として鈴木信宏氏を推薦することについて、議会の意見を求めるものであります。

よろしくご賛同賜りますようお願いいたします。

- 議長（岩崎隆寿君） これより議案第162号 人権擁護委員候補者の推薦についての採決を行います。  
本案は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は同意することに決しました。
- 

#### 日程第6 委員会の閉会中の継続審査の件

- 議長（岩崎隆寿君） 日程第6、委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。  
これより総務常任委員会の閉会中の継続審査等の申し出に対する委員長質疑に入ります。  
猪股文彦君の質疑を許します。

猪股文彦君。

○17番（猪股文彦君） 本定例会でも最も重要な条例案の一つの行政組織条例が継続審査になったというのは極めて異例だと思うのです。これから市長は予算編成や人事の季節に入らなければならないときに、総務常任委員会としてどうしてこういうふうなことになったのか、その内容をお聞かせ願いたいと思います。

まず、組織は三浦市長が最少の経費で最大の効果を発揮するためにこうしたほうがいいということは、基本的に私はそうすればいいと思うのですけれども、議員全員協議会か何かの質疑で私申し上げましたように、部長が少ないのではないかと、特に産業観光部といいますか、幾つかの課が、あるいは室があると。市長からの血液がスムーズに係長まで流れるのが行政組織だと思うのですが、これでは脳梗塞を起してしまうのではないかと、こう思うのですが、総務常任委員長長の審査内容と継続審査に至った理由について説明願いたいと思います。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

山田総務常任委員長。

○総務常任委員長（山田伸之君） それでは、行政組織条例を閉会中の継続審査とした理由について、猪股議員にお答えいたします。

猪股議員もご承知のとおり、過去に部制から課制へ移行した経過があることから、慎重に審査を行っております。委員会審査ではさまざまな角度から質疑をいたしました。残念ながら明確な答弁が得られなかったことから、これから申し上げる論点を執行部に申し伝え、閉会中に執行部において検討の上、当委員会へ回答するようお願いしているところであります。

論点、まず1つ目、組織について。(1)、今回の組織改編は部制を設置するものなのか、それともグループ化するだけのものなのか。(2)、部の数が4つでは少ない。前回程度の部の数が必要ではないのか。

(3)、市長の政策を各部におろすのであれば、総合戦略室は各部より1段上に置くべきだ。(4)、改めて部制をしくに至った理由及びその目的は何か。メリット、デメリット面を含む。

2番、職階について。(1)、副部長を置くこと、課長との兼任は適切か。(2)、部長、副部長、課長の格付について具体的に示されたい。(3)、教育委員会にも部長が必要ではないか。(4)、各行政委員会事務局長及び議会事務局長と部長は同列ではないのか。(5)、上記について他市の事例はどうなっているのか、他市と比較すること。

3番目、総合戦略室について。(1)、職員数は何人か。(2)、室長を補佐する職を設けるべき。(3)、総合戦略室が担当する具体的な業務を示されたい。(4)、総合戦略室設置に伴い廃止される諮問機関はあるか。

4番目、議会における執行部の発言者について。(1)、部長に限るのか。(2)、どのように対応するのか、考え方を示されたい。

5番目、デスク配置について。(1)、各部長のデスクはどこに配置されるのか。(2)、各課の配置についても示されたい。

6番目、福祉事務所長は市民福祉部長とすべきではないのか。

7番目、支所、行政サービスセンターについて。(1)、この際、支所、行政サービスセンターが担う機能、権限を明らかに示されたい。(2)、支所長、行政サービスセンター長の格付についても明らかにされ

たい。

8番目、幼稚園に関する業務を教育委員会から市長部局に移管することに伴う手続は万全か。

以上、当委員会としては、今申し上げた論点について改めて執行部から説明を受けた上で議案の賛否を判断したいと考えております。

以上でございます。

○議長（岩崎隆寿君） 猪股文彦君。

○17番（猪股文彦君） 私がお尋ねしたいことを大体全て包含しているのですが、このうち執行部から説明があった部分は幾つあるのか、それについて、これだけいっぱい質問して、説明がなかったということはあり得ないと思うのだけれども、このうち、今総務常任委員長が説明があったうち、これはこうなのだと、これはこうなのだと、これが全部説明がなかったとは私は思わないのですけれども、もうちょっとその辺は詰まっていつているのかどうか、説明願いたいと思います。

○議長（岩崎隆寿君） 山田総務常任委員長。

○総務常任委員長（山田伸之君） 猪股議員の2回目の質問にお答えをいたします。

執行部からこのような点について説明を求めたところ、説明はあったのですけれども、不明確な点が多々あったと、もっと詰めなければいけないという問題がありましたので、改めて今回指摘事項として明らかにさせていただいたということでございます。

○議長（岩崎隆寿君） 猪股文彦君。

○17番（猪股文彦君） この組織の問題は、総務常任委員会の専権事項ですが、他の委員会の人はこの状況が全くわかりません。したがって、この後、休会中に総務常任委員会が当然開かれると思うのですが、他の議員にもその内容をできるだけ早く回答するというか、配付するというか、そのように切にお願いして、私の質問を終わります。議長にもこのことはお願いしておきます。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で総務常任委員会の閉会中の継続審査の申し出に対する委員長質疑を終結いたします。

各委員長からお手元に配付したとおり閉会中の継続審査等の申し出があります。

お諮りします。各委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査等に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査等に付することに決しました。

---

○議長（岩崎隆寿君） これで本日の日程は全て終了しました。

ここで、市長から発言を求められておりますので、これを許します。

三浦市長。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） 平成28年第8回市議会定例会の閉会に当たりまして、ご挨拶を申し上げさせていただきます。

初めに、本定例会に提案しました議案につきまして活発なご審議をいただき、御礼申し上げます。今議

会では、条例、補正予算、指定管理、契約などの議案のほか、温泉等入浴施設、庁舎建設の方向性や航路運賃の低廉化についても多くのご意見、ご提言などをいただきました。

温泉等入浴施設の方向性につきましては、10月から11月にかけて各地区で説明会を開催したところ、市民からは存続に対する強い要望を受けました。事業者には民間の経営能力を生かして安定した施設運営を図っていただきたいと思いますが、市としても必要な支援については詳細に検討していきたいと考えております。

航路運賃の低廉化につきましては、特定有人国境離島運賃低廉化検討特別委員会を設置していただき、地域社会維持推進交付金の活用につきまして審議をしていただきました。12日には議会としての意見書が可決され、翌13日に議長とともに担当大臣や関係国会議員に要望してまいったところでございます。

また、本庁舎建設に関する住民投票条例の制定を求める直接請求が出されたことを受け、条例案を追加上程させていただきました。本庁舎建設のあり方につきましては、8月の議員全員協議会以降、議会と協議した上で、10月から11月にかけて市民への説明会を開催し、理解を求めてまいりました。直接請求の趣旨にある合併特例債を財源とする本庁舎建設は間に合わないことから、反対の立場を主張してきましたが、本日のこの結果を受けまして、今後の対応を検討させていただきます。

最後に、冬の寒さも身にしみる時節になりました。年末に向け、ますますのご多忙のことと存じますが、くれぐれもご健康にご留意いただき、よい新年をお迎えくださいますよう祈念申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

---

○議長（岩崎隆寿君） 以上で会議を閉じます。

平成28年第8回佐渡市議会定例会を閉会いたします。

午後 4時37分 閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 岩 崎 隆 寿

署 名 議 員 佐 藤 孝

署 名 議 員 近 藤 和 義